

多治見市中小企業・小規模企業振興条例

多治見市の経済を支えている企業の多くは、小規模企業をはじめとする中小企業である。本市はこれまで中小企業の振興のため、関係機関と連携して企業お見合い等のビジネスマッチング事業、起業支援センターの運営等の創業者支援、陶磁器意匠研究所での技術支援等様々な取組を通して、積極的な支援を実施してきた。

しかし、少子化・高齢化による労働力人口や国内需要の減少、安価な海外製品の流入等、中小企業を取り巻く経済及び社会の環境は厳しい状況である。

地域経済の健全な発展、市民生活の安定及び向上並びに定住の促進にあっては、中小企業の果たす役割が重要である。関係機関がより一層連携し、中小企業の振興及びグローバル化に必要な取組を総合的かつ計画的に推進するため、ここにこの条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、小規模企業をはじめとする中小企業の振興に関し、基本理念及び基本施策を定め、市、中小企業者、商工会議所等及び金融機関の役割等を明らかにすることにより、中小企業の振興を図り、もって市勢の伸展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者であって、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (2) 小規模企業者 中小企業基本法第2条第5項に規定する小規模企業者であって、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (3) 商工会議所等 商工会議所法（昭和28年法律第143号）の規定に基づく商工会議所及び商工会法（昭和35年法律第89号）の規定に基づく商工会であって、市内に事務所を有するものをいう。
- (4) 金融機関 銀行、信用金庫その他の金融機関であって、市内に本店又は支店を有するものをいう。
- (5) 人財 企業にとって財産となる人材をいう。

(基本理念)

第3条 中小企業の振興は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- (1) 地域産業の継続的な発展、新たな起業及び地域社会の発展を目指すこと。
- (2) 中小企業者自らの創意工夫及び自主的な努力を尊重すること。
- (3) 中小企業者が地域の経済及び雇用を支える担い手として、市民生活の向上等に貢献しているという認識を持つこと。
- (4) 市、中小企業者、商工会議所等及び金融機関の連携により取り組むこと。
- (5) 市民の協力の下に取り組むこと。

(基本施策)

第4条 中小企業の振興に関する基本施策は、次のとおりとする。

- (1) 中小企業者における人財の確保及び育成を図ること。
- (2) 中小企業者における従業員の雇用の安定を図ること。
- (3) 中小企業者の資金調達の円滑化その他の経営基盤の強化及び経営の継続的な発展を図ること。
- (4) 中小企業者の事業承継及び起業の促進を図ること。
- (5) 新たな需要及び市場の開拓並びに海外における事業の展開の促進を図ること。
- (6) 中小企業の振興に関する情報の収集及び提供を図ること。
- (7) 中小企業の振興に関する市民の理解及び協力の促進を図ること。

(市の役割)

第5条 市は、第3条に定める基本理念（以下単に「基本理念」という。）及び前条に定める基本施策に基づき、中小企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

2 市は、中小企業の振興に関する施策を立案するにあたっては、小規模企業者の事情に配慮するとともに、中小企業者、商工会議所等及び金融機関の意見を反映させるよう努めるものとする。

3 市は、中小企業の振興に関する施策を実施するにあたっては、中小企業者、商工会議所等及び金融機関と連携し、実施するものとする。

4 市は、中小企業者が地域の経済及び雇用を支える担い手として市民生活の向上等

に貢献していることについて、市民の理解を深めるよう努めるものとする。

(中小企業者の役割)

第6条 中小企業者は、基本理念に基づき、経済及び社会の環境変化に応じて、自らの経営基盤の強化、経営革新等に努めるものとする。

2 中小企業者は、地域社会を構成する一員として、地域社会との調和を図り、安心して暮らしやすい社会の実現に貢献するように努めるものとする。

3 中小企業者は、相互に連携を図りながら協力することにより、自ら中小企業の振興に取り組むように努めるものとする。

4 中小企業者は、雇用環境の整備、女性の活躍推進及び障害者の雇用拡大に努めるものとする。

5 中小企業者は、市及び商工会議所等が実施する中小企業の振興に関する取組に積極的に参加するように努めるものとする。

6 中小企業者は、経営改善及び地域経済の振興のため、商工会議所等への加入に努めるものとする。

(商工会議所等の役割)

第7条 商工会議所等は、基本理念に基づき、中小企業者の経営改善に積極的に取り組むものとする。

2 商工会議所等は、地域の次代を担う人財の発掘及び創業者の育成に努めるものとする。

3 商工会議所等は、市及び中小企業者を支援する団体と連携を図り、市が行う中小企業の振興に関する施策の実施について協力するよう努めるものとする。

4 商工会議所等は、中小企業者の経営改善及び地域経済の振興のため、中小企業者の商工会議所等への加入促進に努めるものとする。

(金融機関の役割)

第8条 金融機関は、基本理念に基づき、中小企業者に対し、円滑な資金融資、経営の支援その他必要な協力を行うよう努めるものとする。

(市民の協力)

第9条 市民は、中小企業者が地域の経済及び雇用を支える担い手として市民生活の向上等に貢献しているという認識を深めるとともに、中小企業者の健全な発展に協力するよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第10条 市は、中小企業の振興に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成30年7月1日から施行する。